

兵庫県公報

令和元年12月13日 金曜日 第66号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	3
○昭和45年兵庫県告示第1405号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	4
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	7
○東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
○東条都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	8
○西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	8
○昭和40年3月23日兵庫県告示第318号（港湾隣接地域の指定）の一部改正（港湾課）	8
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（淡路県民局）	9
病院局公告	
○兵庫県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者の選定に係るプロポーザルの実施	10
公安委員会告示	
○平成23年兵庫県公安委員会告示第13号（道路交通法に基づく免許関係事務の委託に係る要件）等の一部改正	12
正 誤	
○令和元年6月26日付け兵庫県公報第5号外中	13

告 示

兵庫県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
はしもとクリニック泌尿器科	芦屋市大原町11-24 ラポルテ北館1階110-3	令和元年10月1日
伊丹市立口腔保健センター	伊丹市昆陽池1-40	平成31年4月1日
えんどう医院	豊岡市千代田町9-3	令和元年9月7日
ママとこどものはいしゃさん三木院	三木市加佐1-44	同 年11月1日
さやなぎ眼科	川西市火打1-16-6 オアシスタウンキセラ川西 メ ディカルゾーン2階	同
フタバ薬局川西店	同 市出在家町13-12-2	同
ウエルシア薬局南あわじ上八木店	南あわじ市八木養宜上548-1	同
訪問看護ステーション時のとびら	たつの市御津町中島159	令和元年10月1日



兵庫県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
どうもと内科クリニック	三田市すずかけ台2-3-1 えるむプラザ3階	医療機関名称
医療法人社団里皮フ科クリニック	丹波市氷上町横田627-1	同 上

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
下加茂のあわじ薬局	洲本市下加茂1-2-36
吉田泌尿器科クリニック	芦屋市大原町11-24-110-3 ラポルテ北館1F
伊丹市立口腔保健センター	伊丹市昆陽池1-40
えんどう医院	豊岡市千代田町9-3
薬局人丸ファーマシー西脇	西脇市大木町287-4
新生薬局	三木市志染町東自由が丘1-820-3

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
平野外科医院	丹波篠山市乾新町98



兵庫県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
播磨町薬局	加古郡播磨町南大中1 —1—26	株式会社ハリマ調剤薬局	加古川市加古川町寺家町48—7	令和元年7月1日



兵庫県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
居宅介護支援事業所 あおぞら	たつの市揖西町小神188 —2	株式会社DMB	たつの市揖西町小神188 —2	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
あさみ訪問介護	加古川市加古川町本町58	株式会社タカタン	加古川市加古川町本町58
新生薬局	三木市志染町東自由が丘1 —820—3	株式会社グッドプランニング	神戸市北区南五葉2—1— 32—1
まんてん堂小規模多機能型 ホームおの南	小野市市場町1080—3	株式会社ファイブシーズヘルスケア	神戸市長田区細田6—1— 24

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
ケアマネステーションこみなみ	加古川市加古川町北在家361 —2	株式会社こみなみ	小野市市場町255



兵庫県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
渡 邊 竜 一	わたなべ鍼灸院	伊丹市西台1-2-3-201	令和元年10月29日
橋 本 憲	鍼灸・マッサージきらり	加古郡稲美町国岡3-4-7	同 月 1 日
秋 山 大 佑	さよう鍼灸接骨院	佐用郡佐用町佐用520-1	同 月16日



兵庫県告示第695号

昭和45年兵庫県告示第1405号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び神戸県民センター神戸農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2中「別図（9）」の右に「、櫛谷町、玉津町のうち別図（22）」を加える。



兵庫県告示第696号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

姫路市安富町長野字谷山1の1、1の4、1の6から1の9まで、1の15・1の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1の17、1の19、1の20、字堂谷188の3から188の11まで、字本谷215の1から215の7まで、215の9、215の10

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第697号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市大屋町中間字高山276、276の1、276の2、277、字中津原278、278の2、279、280、280の1、283の2、284、字馬放285、285の1、286、287

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第698号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市三宅字滝本124から126まで、146、148から151まで、152の1、152の2、153

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝本148（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第699号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市山東町金浦字下モ山3055の2、3058、3059の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ山3055の2・3059の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第700号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町五十波字オノ元227の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
オノ元227の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年12月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和元年12月13日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	宍粟市千種町西山字中須賀1453番4から 同 市千種町室字上ノ木530番まで	旧	4.0から 19.0まで	673.0	
		新	11.0から 29.0まで	658.0	



兵庫県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年12月13日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和元年12月13日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養 父 宍 粟 線	養父市大屋町糸原字坂尻106番6から 同 市大屋町糸原字高取181番1まで	旧	8.0から 33.0まで	346.0	
		新	12.0から 71.0まで	346.0	



兵庫県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年12月13日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和元年12月13日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 8 2 号	美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059番18から 同 郡同 町小代区秋岡字桑ヶ嶺1350番まで	旧	4.0から 63.0まで	6,448.0	
	美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059番18から 同 郡同 町小代区秋岡字桑ヶ嶺1351番まで		1.0から 13.0まで	5,971.0	
	美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059番18から 同 郡同 町小代区秋岡字桑ヶ嶺1350番まで	新	4.0から 63.0まで	6,448.0	一部 予定地



兵庫県告示第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業加東市公共下水道

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



兵庫県告示第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

加東市

2 都市計画事業の種類及び名称

東条都市計画下水道事業加東市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 平成2年2月13日から平成33年3月31日まで

変更後 平成2年2月13日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



兵庫県告示第706号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

赤穂郡上郡町

2 都市計画事業の種類及び名称

西播都市計画下水道事業上郡町公共下水道

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

平成5年兵庫県告示第93号の事業地のうち、大字竹万字大開キの一部地内を削る。

(2) 使用の部分

変更なし



兵庫県告示第707号

昭和40年3月23日兵庫県告示第318号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課、阪神南県民センター尼崎港管理事務所及び尼崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中

「尼崎港港湾隣接地域」

を

「尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域」

に改め、1 平左衛門新田、丸島町、元浜町及び道意町地区の部を次のように改める。

1 平左衛門新田、丸島町、元浜町及び道意町地区

尼崎市平左衛門新田、丸島町、元浜町及び道意町地内の次の(1)から(23)までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域から、(24)から(29)までのそれぞれの諸点を順次結んだ線を除いた地域

- (1) 世界測地系 東経135度23分59.7秒 北緯34度42分59.9秒
- (2) 世界測地系 東経135度23分59.0秒 北緯34度42分59.9秒
- (3) 世界測地系 東経135度23分59.4秒 北緯34度42分52.0秒
- (4) 世界測地系 東経135度24分02.2秒 北緯34度42分42.5秒
- (5) 世界測地系 東経135度24分02.0秒 北緯34度42分39.3秒
- (6) 世界測地系 東経135度24分00.3秒 北緯34度42分33.8秒
- (7) 世界測地系 東経135度23分15.0秒 北緯34度42分32.6秒
- (8) 世界測地系 東経135度23分04.0秒 北緯34度42分33.7秒
- (9) 世界測地系 東経135度23分02.6秒 北緯34度42分33.5秒
- (10) 世界測地系 東経135度23分01.6秒 北緯34度42分33.1秒
- (11) 世界測地系 東経135度23分00.9秒 北緯34度42分32.6秒
- (12) 世界測地系 東経135度23分00.2秒 北緯34度42分31.6秒
- (13) 世界測地系 東経135度22分45.5秒 北緯34度41分50.6秒
- (14) 世界測地系 東経135度22分43.8秒 北緯34度41分47.3秒
- (15) 世界測地系 東経135度22分43.6秒 北緯34度41分46.6秒
- (16) 世界測地系 東経135度22分42.5秒 北緯34度41分45.7秒
- (17) 世界測地系 東経135度22分41.6秒 北緯34度41分45.9秒
- (18) 世界測地系 東経135度22分40.8秒 北緯34度41分44.1秒
- (19) 世界測地系 東経135度22分41.6秒 北緯34度41分42.5秒
- (20) 世界測地系 東経135度22分30.2秒 北緯34度41分15.6秒
- (21) 世界測地系 東経135度22分21.9秒 北緯34度41分23.6秒
- (22) 世界測地系 東経135度22分33.7秒 北緯34度41分51.7秒
- (23) 世界測地系 東経135度22分32.3秒 北緯34度41分51.3秒
- (24) 世界測地系 東経135度22分20.5秒 北緯34度41分21.0秒
- (25) 世界測地系 東経135度22分32.4秒 北緯34度41分09.4秒
- (26) 世界測地系 東経135度22分32.8秒 北緯34度41分10.4秒
- (27) 世界測地系 東経135度22分34.7秒 北緯34度41分08.6秒
- (28) 世界測地系 東経135度22分16.6秒 北緯34度40分52.5秒
- (29) 世界測地系 東経135度22分08.1秒 北緯34度40分59.7秒

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

淡路市楠本字上山1145番10の一部、1145番17の一部、1146番8の一部、2805番2から4まで、2805番6、2805番7、2805番10、2805番11の一部、2805番12、2805番13、2805番15の一部、2806番1の一部、2806番2の一部、2807番1の一部、2807番6の一部、2808番1の一部、2808番2の一部、2808番10の一部、2809番1の一部、2809番2の一部、2809番3の一部

- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県知事 井戸 敏三
- 3 協議成立年月日
令和元年11月7日

病 院 局 公 告

兵庫県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者の選定に係るプロポーザルの実施

以下の調達について次のとおりプロポーザルを実施する。

令和元年12月13日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 公募内容

- (1) 件名
兵庫県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者の選定
- (2) 概要
兵庫県立リハビリテーション中央病院の一部について行政財産使用許可を受け、売店等を運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。
- (3) 応募要項
別途配布する「兵庫県立リハビリテーション中央病院売店等運営事業者募集要項」及び「兵庫県立リハビリテーション中央病院テレビ付き床頭台運営事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。
- (4) 行政財産の使用許可を行う場所
兵庫県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070
- (5) 行政財産の使用許可期間
令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）までとする。
なお、許可期間内に売店等の運営に特段の問題を生じず、かつ、本病院が使用許可の継続を希望する場合には、当初の許可条件を変更しないことを前提として、令和8年3月31日（火）まで使用許可を継続することができるものとする。
- (6) 行政財産の使用許可
ア 最低使用料
病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規定第19号）別表第1に定める使用料
イ 価格提案に係る使用料
売店等の売上見込額に一定の割合を乗じた額

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

- (1) 応募者の構成
応募者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とする。複数の事業者のグループにより応募する場合には、グループの代表者を定めるものとする。
応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- (2) 事業実績のある者
食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、本病院の売店と同等以上の小売店舗を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。
また、本病院の自動販売機、貸しテレビ（又はテレビ付き床頭台）、コインランドリーと同等以上の事業を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。
- (3) 許認可等の取得者
売店等の業務に当たり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等の関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。
- (4) 欠格要件のない者
次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 本業務に係る告示日から応募受付期間の末日までの間において、本県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者
- イ 成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ウ 国税及び県税を滞納している者
- エ 公募開始日前日までの1年間に食品衛生法に違反したとして行政処分を受けた者
- オ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当する者
- カ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2条）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが告示日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされている者

3 参加手続

(1) 事務局

〒651-2181 神戸市西区曙町1070
兵庫県立リハビリテーション中央病院 管理部経営経理課
電 話 078-927-2727（内線2224）
F A X 078-925-9203

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和元年12月13日（金）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参とする。

イ 受付期間

令和元年12月13日（金）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、F A X又は郵送とする。

イ 受付期間

令和元年12月18日（水）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、令和元年12月20日（金）必着とする。

ウ 回答方法

令和元年12月23日（月）から同月25日（水）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問書提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参とする。

イ 受付期間

令和元年12月23日（月）から同月27日（金）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

(7) 企画提案書

(4) その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、本病院に設置する審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、兵庫県立リハビリテーション中央病院の指定場所における売店等の設置運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第239号

平成23年兵庫県公安委員会告示第13号（道路交通法に基づく免許関係事務の委託に係る要件）等の一部を次のように改正し、令和元年12月14日から施行する。

令和元年12月13日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 平成23年兵庫県公安委員会告示第13号（道路交通法に基づく免許関係事務の委託に係る要件）の一部改正

1の(1)を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

1の(5)中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

2 平成23年兵庫県公安委員会告示第14号（道路交通法に基づく講習の委託に係る要件）の一部改正

1の(1)を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

1の(5)中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

3 平成23年兵庫県公安委員会告示第15号（道路交通法に基づく講習の委託に係る要件）の一部改正

1の(1)を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

1の(5)中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

4 平成23年兵庫県公安委員会告示第16号（道路交通法に基づく講習の委託に係る要件）の一部改正

- 1の(1)を次のように改める。
 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 1の(5)中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

正 誤

○令和元年6月26日付け（兵庫県公報第5号外）
 兵庫県規則第6号（ため池の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	上から15	「当該防災工事に関する計画」	「当該防災工事に関する計画を」
	下から21	様式第5号中「特定ため池管理者等変更届」を「特定ため池における行為許可申請書」に、	様式第5号中「第5条関係」を「第13条関係」に、「特定ため池管理者等変更届」を「特定ため池における行為許可申請書」に、「届出者」を「申請者」に、